

東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項第1号中「運賃相当額」という。）」の次に「。ただし、運賃相当額を支給対象期間につき前項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に支給月数を乗じて得た額」を加え、同項第2号中「、その」を「、5万5,000円を超えない範囲内でその」に、「利用したものとした場合に支給する」を「利用するとしたならば支給することとなる」に、「超えない範囲内で」を「勘案して」に改め、同項第3号中「合計額」の次に「。ただし、その額を支給月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に支給月数を乗じて得た額」を加える。

第17条第2項及び第18条第2項中「額とする」を「額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。